特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一の2中「法第28条」を「地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項」に改め、様式第一の4中「法第28条」を「地方税法附則第15条第38項」に改める。

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業適応計画の認定の申請） **第十一条の二**　（略） 2～4　（略） 5　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。	（事業適応計画の認定の申請） **第十一条の二**　（略） 2～4　（略） 5　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画及び同条第二項に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。